

浸水被害軽減に向けた地下空間活用勉強会 規約

(名称)

第 1 条 本勉強会は、「浸水被害軽減に向けた地下空間活用勉強会」(以下「勉強会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 気候変動等を踏まえ、治水対策として地下空間を活用するための推進方策の検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第 3 条 委員は、水管理・国土保全局長が任命する。

(会議)

第 4 条 勉強会には座長をおき、勉強会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、会議の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、勉強会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができることとする。

4 勉強会は、原則として公開で開催する。

5 勉強会配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断や委員の求めに応じて非公開とすることができる。

6 勉強会における議事要旨については、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第 5 条 勉強会の事務局は、水管理・国土保全局治水課に置く。

2 事務局は、勉強会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。